

入札の公告

北海道博物館告示第 14 号

次のとおり、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成 30 年 10 月 27 日

北海道博物館長 石森 秀三

1 入札に付する事項

- (1) 工事等の名称 平成 30 年度 開拓の村建造物 台風被害改修工事
- (2) 工事等の場所 札幌市厚別区厚別町小野幌（北海道開拓の村敷地内）
- (3) 工事等の期間 契約締結の翌日から平成 31 年 3 月 20 日まで
- (4) 工事等の概要 入札説明書による
- (5) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事である。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、単体企業であり、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加資格を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 発注工事に対応する平成 29 年北海道告示第 16 号に規定する建築工事の入札参加資格及び建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）における建築工事業の種類ごとに定める許可を有すること。
- (7) 北海道における建築工事の競争入札参加資格が A 又は B 等級に格付けされており、かつ契約履行可能地域に石狩又は札幌が含まれること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (9) 建設業法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する特定建設業者又は同法第 3 条第 1 項第 1 号に規定する一般建設業者であること。
- (10) 北海道内に主たる営業所（建設業許可申請書営業所一覧表（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）様式第一号別紙二（1）又は（2））の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。
- (11) 過去 15 年間（平成 15 年度以降）に、国（独立行政法人、国立大学法人等（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 5 項に規定する国立大学法人等をいう。）及び特別法の規定により設立された事業団を含む。以下同じ。）及び地方公共団体（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び地方住宅供給公社を含む。以下同じ。）と、建築床延べ面積 100 m²以上の、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する「有形文化財」のうち、国若しくは地方公共団体の指定若しくは登録を受けた建造物又は国若しくは地方公共団体が所有するこれらに類する歴史的建造物の屋根、外壁等に係る補修工事を、元請けとして施工した実績を有する者であること。
なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が 20 パーセント以上の場合のものに限るものとする
- (12) 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る建設業法第 26 条に規定する監理技術者又は国家資格

を有する主任技術者もしくはこれと同等以上の資格を有し、制限付一般競争入札参加資格審査申請書の提出日以前3ヵ月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りでない。

なお工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合は監理技術者等の専任は要しないものとする。

- (13) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- (14) 本工事に係る設計業務等の受託者と資本関係又は人的関係がないこと。
- (15) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

3 入札参加資格申請書等の配付期間等

入札説明書及び制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり配付する。

- (1) 配布期間
平成30年10月27日（土）から平成30年11月8日（木）までの午前9時から午後5時まで（10月29日（月）及び11月5日（月）の休館日を除く。）
- (2) 配布場所
札幌市厚別区厚別町小野幌53-2 北海道博物館 総務部総括グループ
また、インターネットによる場合は次のとおりとする。ただし、インターネットによる配付ができない書類については、配付場所で直接行うものとする。
「北海道博物館のホームページ <http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/>」
- (3) 配布方法
直接配布又はインターネット配布とし、郵送又は電送（ファクシミリ）では行わない。
入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、制限付一般競争入札参加資格確認申請の用に供する限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。
- (4) 費用
無料とする。

4 入札参加資格審査申請書等の提出期間等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に入札説明書に定める関係書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 提出期限
平成30年10月27日（土）から平成30年11月8日（木）までの午前9時から午後5時まで（10月29日（月）及び11月5日（月）の休館日を除く。）
- (2) 提出場所
札幌市厚別区厚別町小野幌53-2 北海道博物館 総務部総括グループ
- (3) 提出方法
持参することとし、送付又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

5 契約条項を示す場所

札幌市厚別区厚別町小野幌53-2 北海道博物館 総務部総括グループ

6 入札の執行場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道札幌市厚別区厚別町小野幌53-2 北海道博物館 会議室
- (2) 入札日時 平成30年11月15日（木） 午後2時00分
- (3) 初度の入札書提出時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参し、提出すること。
なお、内訳書の提出がない場合や内訳書の内容確認をする入札において、内容書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

7 入札保証金

免除する。

8 郵便等又は電報による入札

認めない。

9 契約書作成の要否
必要とする。

10 予定価格

- (1) 予定価格 事後公表とする。
- (2) 最低制限価格 設定している。
- (3) 入札の執行回数は原則として2回までとする。
- (4) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

11 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) この入札の執行は、公開する。
- (3) その他不明な点は、北海道博物館 総務部総括グループ 主査(電話 011-898-0456)に照会すること。